

動的述語と属性

坪井 栄治郎

1. 出来事項の抑制と属性叙述

述語が表すコトは、大づかみに言えば出来事と状態に分けられるが、後者は更に一時的な状態と恒常的な属性とに分けられる。一時的な状態は、その状態が成立する時点または成立しなくなる時点を前提しており、一定の時間枠の中における何らかの動き・変化を想定しているという点で動的な出来事と同じ類に分けられることが多い。一時的な状態／恒常的な属性という区別は、Carlson (1977) 以来 stage-level/individual-level という言葉で呼ばれ、Kratzer (1995) などによって前者を表す述語は後者を表す述語とは違って、その項構造に Davidson (1967) の提唱する event argument (以後出来事項と呼ぶ。) を持つとする分析が行われることが多い。¹⁾ 出来事項は本来は Davidson らが前提する意味表示理論において時間副詞などを適切に文の意味構造に統合するために導入されたものだが、Kageyama (2006a)、影山 (2006b, 2008, 2009, 2012)、Kageyama and Ura (2002) はこの出来事項が抑制されることで動的出来事を表す述語が属性叙述述語に変換され、それに伴って様々な文法的な制約が無化されて、通常であれば容認されないことが予想されるものが許容されるようになるという興味深い分析 (以後出来事項抑制分析と呼ぶ。) を提示している。扱われている多岐にわたる文法現象のすべてが一律に属性叙述性 (出来事項の抑制) に帰す形で説明されるべきではなく、様々に異なる扱いが必要と思われるのだが、本稿では紙幅の制限もあるので比較的同じ筋で検討することが可能な日英語の「異常受身」に関する議論に絞ってそうした分析の妥当性を検討し、動的述語と属性叙述の関係について考察を行う。

2. 日英語の「異常受身」

Bolinger (1975) や Davison (1980) は、対応する能動文において他動詞²⁾ の目的語に相当するものが主語になる英語の通常の受身のパターンからは逸脱している受身文について論じており、そうした受身文は Davison (1980) の命名に従ってしばしば「異常受身 ("peculiar passive")」と呼ばれてきた。

- (1) a. This spoon has been eaten with.
b. This pub hasn't been smoked hash in before.
c. This hall has been signed peace treaties in. (Kageyama 2006a: 88)

こうした受身文が「異常 ("peculiar")」とされるのは、受身文の主語が対応する能動文において手段や時間・場所を表す付加詞 (adjunct) 前置詞句の目的語であったり、目的語が残存していたりして、通常の英語の受身であれば許容されないパターンであることによる。出来事項抑制分析においては、時間限定を加えた (2) のような文が容認できないことを示した上で、異常受身文が特定時の出来事を語るものではなく、主語のある種の属性を語るものであることに注目する。

- (2) *This spoon was being eaten with at that moment.
- (3) "With respect to the semantics, Kageyama and Ura (2002) demonstrate that peculiar passive sentences are diagnosed as individual-level predications of property description, as opposed to the canonical passive sentences, which are event predications." (Kageyama 2006a: 88)
- (4) "...the fact that almost all examples of well-formed peculiar passives given in the literature are typically accompanied with the present perfect is highly suggestive of their stative nature. This is because the "current relevance" function of the present perfect contributes toward establishing the current state or noteworthy property of the subject NP when a single occurrence of a particular event is not sufficient to characterize it. In fact, when the tense is in the simple past or simple present, frequency adverbs like *often* and *always* as in (9b) [= (5) below: E.T.] are required to reinforce the property reading." (Kageyama 2006a: 89)
- (5) This building was always/often walked in front of by the Japanese emperor.

Kageyama (2006a) は、通常許されないことが予想される形式を持ちながら容認されるという点で英語の異常受身文と似ている (6b) のようなものも日本語における異常受身文の例として扱っている。日本語の二受身文は通常非情物主語 + 有情者二格名詞句という組み合わせを許さず、動作主を表示するには「に」ではなく「によって」を用いるのが日本語の受身文の一般的なパターンだが、主語の属性を語るものとして解釈される場合には「に」でも許容されることを益岡 (1987) は指摘し、それを属性叙述受身文と呼んだ。Kageyama (2006a) は、そうした属性叙述受身文が通常の日本語の二受身文のパターンからは逸脱しているにもかかわらず容認されることを属性叙述性に帰し、(6)³⁾ の例を挙げて "...passives of property description are subject to different conditions on agent marking from regular passives." (Kageyama 2006a: 90) と述べている。

- (6) a. この小説は 10 年前に太郎 {によって/*に} 書かれた。
b. この種の推理小説は日本の作家には一度も書かれたことがない。

通常であれば許容されないはずのものが容認される別の例としては、使役文の埋め込まれた補文の目的語に当たるものが受身文の主語になっていて、局所性違反のゆえに非文となるはずなのに容認される以下のようなものが挙げられている。

- (7) a. 先生が昨日、子供達に [納豆を食べ] させた。
b. *納豆が昨日先生に (よって) 子どもたちに食べさせられた。

c. 納豆は、この地方では毎朝、子供達に食べさせられている。

(7c) の「納豆」は、(7a) から分かるように、使役補文内部の目的語であり、(7b) や次の (8)⁴⁾ から分かるように、通常であれば容認されないはずのものであるとされる。

- (8) a. ビルがジョンに [子供を託児所に預け] させた。
b. *子供がビルに (よって) ジョンに託児所へ預けさせられた。(影山 2009: 11)

(7c) は、「毎朝」という高い頻度を表す時間副詞と、継続性・反復性を表す「～ている」という補助動詞によって、一回きりの出来事の発生ではなく、「納豆」という主語名詞の特性（あるいは、「この地方」の特徴）を描写して」（影山 2009: 11）おり、同様のことは次のような統語的複合動詞にも見られるとされる。

- (9) a. 華子は [ハンバーガーを食べ] 飽きた。→
*ハンバーガーは華子に 食べ飽きられた。
b. ハンバーガーは今では若者にさえ 食べ飽きられている。
(10) a. ジョンは [生魚を食べ] つけていない。→
*生魚はジョンに 食べつけられていない。
b. 生魚は 西洋人には 食べつけられていない。

「特定の出来事の発生（すなわち事象叙述）を表す (22a) (=9a): E.T.、(23a) (=10a): E.T. の受身文が非文法的であるのに対して、状態性をもたらず補助動詞「ている」の力を借りた (22b) (=9b): E.T.、(23b) (=10b): E.T. は各々「ハンバーガー」と「生魚」の一般的な特徴を表す属性叙述文として成立している」（影山 2009: 11）ものとされる。

こうしたデータを挙げた上で、本来出来事を表す述語が属性叙述述語として用いられたときに通常であれば容認されないものが容認されることを、出来事項抑制分析は以下のように説明する。すなわち、事象叙述述語は出来事項 (Ev) のある (11) のような階層構造を持つとし、さらに、「項構造にきちんとした階層構造が成り立つのは出来事項があるためである」と考える。出来事項は、文で述べられる命題を実世界と結びつける機能を持つ。出来事項が存在するお陰で、項構造は階層性を持ち、それが統語構造に反映されて枝分かれ統語構造となる。事象叙述文において種々の構造制約が成立するのは、この階層構造があるためである。他方、属性叙述述語は出来事項を欠いているため」（影山 2009: 28）に (12) のような平板な項構造を持つとされる。

(11) 事象叙述述語の項構造：(Ev(x(y(z))))

(12) 属性叙述の項構造

- a. (x,y,z) または
b. (Ev^(x,y,z)) (^ は抑制を表す)

異常受身文においては、出来事項が抑制されることによって、受動文における付加詞内部や使役文の埋め込まれた補文内部から主語位置への名詞句移動などを阻止する統語的な制約を規定する(11)のような項構造の階層性が失われ、そのためにそうした統語的な制約が適用されなくなるとされるのである。

3. 出来事項の抑制と階層構造の消失

出来事項抑制分析は独創的な発想による興味深いものではあるが、細かく検討してみるといろいろ問題がある。この分析において異常受身文の容認性が階層性の消失という項構造内の変化に帰されるのは、出来事項の抑制に連動して生じるのであればそれが属する項構造において起きるべきものだからだろうが、項構造の階層構造が失われると想定することで異常受身文の容認性を説明することにはかなり無理があるように思える。出来事項と階層性の関係については次のように述べられている。

「本稿では、項構造にきちんとした階層が成り立つのは出来事項があるためであると考えられる。出来事項は、文で述べられる命題を実世界と結びつける機能を持つ。出来事項が存在するお陰で、項構造は階層性を持ち、それが統語構造に反映されて枝分かれ統語構造となる。事象叙述文において各種の構造制約が成立するのは、この階層構造があるためである」

(影山 2009: 28)

項構造が平板ではなく階層性を持つと言っても、文の統語構造に比べれば項構造の持ちうる構造はせいぜい(11)程度の単純な入れ子式のものでしかなく、それで適格な移動あるいはそれに対応するような依存関係を適切に表現し、制御することはできない。そこで、制約は複雑な枝分かれ構造を持ちうる統語構造において規定されるが、出来事項が抑制されることによる項構造の階層性のなさが統語構造に引き継がれることによって制約の適用対象となる構造が存在しなくなり、そのために制約違反による不適格性が生じなくなる、とされるのであろう。

しかしながら、標準的な構成素性の確認テストをかけてみれば分かるが、異常受身文はその構造性に関して特に普通の文と変わらず、それが統語構造を欠くと考える理由はないように思われる。文に階層的な構造がないというのは文の構成要素がそれぞれ構成素をなすことなくばらばらに並立しているということであり、通常構成素単位で行われる各種の文法現象(単純な例で言えば、否定辞の *not* の生じるべき位置の指定や疑問文の形成など)の規定の対象外ということになるだろうが、異常受身文がそうした構成素構造に言及する制約から自由であることを示すものが当該の説明対象の現象以外にあるようには思えない。構造はあるが受身文の適格性にかかわる制約には不可視であると想定するのも、その場合だけ不可視になる理由が示されない限り、*ad hoc* であって維持できないだろう。

文法制約の適用対象になる構造がないという想定の問題を不問に付してもさらに残る大きな疑問として、そもそも出来事項が抑制されるとなぜ項構造の階層性が失われるのか、その論理の不明確さがある。出来事項が抑制されると項構造の階層性が失われる理由やメカニズムを示さなければ、説明対象である文法制約からの自由さを文法制約が適用する構造のなさに置き換えるのと

あまり変わらない。構造がないことを独立の証拠で示し、構造が失われる論理を明らかにすべく、さらなる具体的な論証が求められるところである。

4. 態現象としての属性叙述

出来事項抑制分析において出来事項の抑制という操作に大きな役割が与えられているのは、Kageyama (2006a) の論文タイトルが端的に示しているように、属性叙述を態現象の一種と見なして、属性叙述性と結合価の減少、より一般的には他動性の低下、の間に本質的なつながりを想定しているからであり、出来事項を述語が取る外項とする分析を採用することによって、外項としての出来事項の抑制 = 項の減少と、事象性の喪失・属性叙述述語化が直結することになるのである。しかしながら、そのような想定には直ちに直面する問題がある。通常受身であれば動作主項が抑制対象の外項として選ばれて非項となるのに対して、異常受身において抑制される外項として出来事項が選ばれるのであるなら、受身化された後にも抑制されていない動作主項は依然項の地位を保っていることが予想されるが、(1) において動作主項が必須要素ではないことを見ても分かるように、事実はそうではない。異常受身における出来事項の抑制は次のように説明されている。

(13) "Event suppression in peculiar passives

$$(Ev(x<y>)) \rightarrow (Ev^{\wedge}(x<y>)) \rightarrow (Ev^{\wedge}(x^{\wedge}(<y>)))$$

Ev-suppression

collateral suppression of agent

I take it that the primary function of peculiar passive and middle formation is to turn event description into property description by Event suppression. I further stipulate that the suppression of the Ev-argument collaterally induces the suppression of another thematic argument (the motivation for this is to be elucidated in Section 5). In the case of peculiar passives, thanks to the prototypical character of the passive morpheme, the agent argument is suppressed in conjunction with the suppression of the Ev-argument." (Kageyama 2006a: 100)

つまり、出来事項が抑制されると動作主項も抑制されることをそのまま措定してしまうことで異常受身文の動作主項の非項性が扱われるのである。

そのように措定する理由として、(13) の最後の部分で動作主項の付随的な抑制を引き起こす「受身形態素のプロトタイプ的な特徴」というものへの言及があるが、これはおそらく受身形態素が通常動作主項を抑制するように働くことを指しているものと思われる。したがってここで想定されているのは、出来事項の抑制とは別に受身形態素が言わば自前で動作主項を抑制することであろう。しかしながら、出来事項の抑制と動作主項の抑制とが両立可能な形でそれぞれ別個に働くものとしてしまっただけでは、「抑制対象の外項として出来事項が選ばれれば異常受身になって属性叙述、動作主項が抑制対象の外項として選ばれれば出来事項が残って通常受身で事象叙述」という、出来事項抑制分析の主張の直感的な魅力の大半が失われてしまうことになる。

(13) の引用の括弧の中には第 5 章への言及もあるが、述語が表す事象が出来事項が失われて特定時に結びつけられなくなることで事象の "distinguishability" または "internal elaboration" の度

合いが下がり、それが他動性の低下につながるという見解が一般的な形で述べられているだけで、異常受身において動作主項が付随的に抑制されると想定する論拠になるような具体的な議論は行われていない。属性叙述の場合に "degree of internal elaboration of events" が低下するという見解については第7節でふたたび論じる。

5. 異常受身文と局所性制約

3節・4節で見た問題は出来事項抑制分析のかなり基本的な部分に関わるものだが、議論の根拠になっている具体的なデータの扱いにも問題がある。(7b)「*納豆が昨日先生に(よって)子どもたちに食べさせられた。」が容認できないのに対して(7c)「納豆は、この地方では毎朝、子供達に食べさせられている。」が容認できることを属性叙述性に帰しているが、(7b)が不自然なのは、一つには特に主語として取り立てる必要がなければ受身文の主語にする必要がないはずの非情物を主語にしながら無題文であることの不自然さのためであり、もう一つの理由としては、非情物主語であるために客観描写的に読める文であるのに「先生」という主観的な親しみを込めた表現が用いられていることのちぐはぐさがあるように思える。こうした点を適宜変えて、「昨日誰も食べようとしなかったその納豆は、今日は教師によって無理矢理子どもたちに食べさせられた。」などに変えればほぼ問題なく容認できるだろう。

なお、そうした容認できる場合には、ちょうど「子供に服を着させる」に対する「子供に服を着せる」と同じように、「子どもたちに[納豆を食べ]させる」ではなく、「[子どもたちに][納豆を][食べさす]」という埋め込みのない構造及びそれに対応する二格名詞句の自立的能動性の低さを想定することが可能かもしれない。このことは、そのような想定をしづらい「教師が子供たちに本を読ませる」などの場合には(8c)に類似した文を作っても容認性が低いことによって裏付けられるように思える。

- (14) a. 教師たちは子供たちに毎朝その本を読ませている。
b. ?*その本は教師たちによって毎朝子供たちに読ませられている。

(9) や (10) については、その容認性の判断は妥当と思われるが、その解釈の仕方に問題がある。(9a) や (10a) は埋め込み文内部からの移動という局所性制約違反を犯しているために容認できないのに対して、(9b) や (10b) は出来事項が抑制されて項構造の階層性が失われているがゆえに局所性制約違反が生じない、という説明がなされるものと思われるが、(9a) や (10a) はそもそも二受身文としては一般的に許容されない非情物主語+有情者二格名詞句というパターンの文であり、局所性制約違反の有無にかかわらず容認できないものである。(9b) や (10b) のような文は益岡(1987)が属性叙述受身文という特殊な受身文のカテゴリーを設定することで扱おうとしたものであり、(9b) や (10b) が容認できることはたしかにそれらの文が主語の属性を述べるものとして解釈できることと関係するが、(9a)、(10a) と (9b)、(10b) の容認性の違いを示しても出来事項の抑制による項構造の階層性の消失という考え方の支えにはならない。

(9) や (10) のような統語的複合語は、影山(1993)などで明らかにされているように統語的な性質を持ち、そのことは(9a) や (10a) の括弧による表示のように一種の埋め込みとして捉

えることも可能なものではあるが、統語的な面があると言ってもやはり語としてのある種の単一性を持つものであり、通常の統語的な埋め込みの場合とは違って、(9b) や (10b) のように主語に対する属性叙述解釈が成り立てば容認できるという点で (14) などとは異なるものと思われる。いずれにせよ、「昨日誰も食べようとしなかったその納豆は、今日は教師によって無理矢理子どもたちに食べさせられた。」のような事象叙述文の容認性の高さを埋め込み構造がないために局所性制約が犯されていないからと考えることで説明する場合には、非文とされていた「*納豆が昨日先生に (よって) 子どもたちに食べさせられた。」も局所性制約を犯していないことになるので、それが非文であることを属性叙述文ではないことに帰すことはやはりできない。

6. 属性と時間限定

ここまで単に「属性」と言ってきたが、影山 (2008) は状態性・属性を以下のように分類している。

- ・事象叙述：「病気だ」、「学生だ」等。出来事項あり。出来事項があるので一時点あるいは開始時・終了時を明示することが可能。
- ・準属性 (quasi-property)：「儲かる」、「愛想がいい」、「よい子だ」、「長い髪をしている」等。出来事項が不活性化されているので「時間副詞を明示しない無標の文では永続的と思われる性質を表すものの「ふだんは」といった時間経過を表す統語的な表現を伴うと、時間と関係づけられて、むしろ出来事に似た性質を帯びるようになる」(影山 2008: 29)
- ・(内在的) 属性 ((intrinsic) property)：「長身だ」、「天然ボケだ」、「(象は) 鼻が長い」、「青い目をしている」等。一時点あるいは開始時・終了時を明示できず、「ふだんは」も付かない。「ふだん」が付くということは、その属性 (性質) が時間によって変動する可能性があるということであるから、属性の中でもそのように変動する可能性のあるものを「準属性」と規定しておく。他方、「ふだん」などの時間限定を一切受け付けられない属性は、本来の意味で恒常的、永続的な性質であり、これを真正の (内在的) 属性とする。」

(影山 2008: 26)

さらに影山 (2006b: 19) では、益岡 (2008) の「履歴属性」という概念⁵⁾を参考にして特定時の一回あるいは複数回の出来事によって当該の対象に付与されるものも履歴による属性という名称で属性の中に入れて扱われており、その例として益岡の属性叙述受身文の例である (15) が挙げられている。すでに見た (6) も同様の例となる。

(15) その小説は漱石に激賞された。

準属性という中間的なものに加えて、こうした本来的な属性とは異なる履歴による属性というものの存在も認められてはいるが、出来事項抑制分析においては出来事項が (活性状態で) 存在するかどうかによって叙述は事象叙述と属性叙述に二分され、前者の場合には時間限定が可能であるのに対して後者は不可能とされる。

- (16) 「本来的か履歴かという違いはあるものの、[いずれも: E.T.] 特定の出来事の発生を表す時間副詞と馴染まず、共に属性叙述であるという点で共通している。この共通点を捉える1つの理論的方法は、Kageyama (2006) で提案した《出来事項 (Event argument) の抑制》という考え方である。動詞の語彙概念構造および項構造は、実際の時空間における出来事の発生を表す出来事項 (Kratzer 1995, Diesing 1991) を持ち、それが統語構造で具現されると具体的な時間副詞やテンスの指定が行われるが、もしそれが抑制 (suppress) されると、動詞は具体的な時空間に言及することができなくなる (抑制というのは、語彙的に指定された項が統語構造に具現されないこと)。その結果、出来事項を抑制された述語は、時間の推移を超越した、主語名詞の恒常的な性質を表すことになる。」 (影山 2006b: 19)

しかしながら、こうした二分法には問題がある。まず、岩本 (2011) が指摘していることであるが、「この部屋は9時から11時まで日が当たる。」や「チューリップは4月から5月まで咲く。」のように、属性叙述の場合でも時間限定は可能である。岩本 (2011) は、タイプとしての事象のアスペクトにかかわる「内的時間」と、事象を時間軸上に位置づける「外的時間」を区別すべきことを論じ、内的時間限定は属性叙述性と共存しうるものであり、「太郎は1日から10日まで図書館に5時から7時までいた。」などでは2つある時間副詞句は2種類の時間をそれぞれ限定しているとしている。

さらに問題なのは、(15) のような例の場合にはそもそも外的時間の限定も可能だということである。(17) は問題なく容認できるだろう。

- (17) その小説はその日の朝刊の書評欄で漱石に激賞された。

(17) の「その日の朝刊の書評欄で」のような限定句は、漱石の激賞がいつ・どこで行われたのかを特定するものであるので、岩本 (2011) の内的時間・外的時間という細分化によっても外的時間に分類されるべきものと思われる。⁶⁾

(17) のような場合についても、それは厳密には事象叙述であって属性叙述ではない、その文が属性を述べているように思えるのはあくまで語用論的推論によって事象の生起の後に成り立つと思われる属性が読み込まれているだけであって、それは文自体の意味ではない、と主張することも考えられるが、そのように主張するのであれば、その前にまず真正の属性と疑似的 (?) な属性とを適切に定義し分けなければならない。さらに、そのように主張すると、通常の二受身文とは異なる振る舞いをする属性叙述受身文を属性叙述文として想定されている異常受身文の一種とすることはできなくなるので、議論の前提になっていたはずのそうした文の「異常性」を属性叙述性に帰す形で扱うことができなくなる。そうなれば属性叙述受身文の「異常性」に対しては別の説明を行うことになるだろうが、属性叙述性に言及せずに別の説明が可能ならば、その説明によって出来事項抑制分析自体が不要とされる可能性も同時に生じることになるだろう。

なお、属性叙述と時間限定の対立関係は影山 (2012) では少し緩められ、両者は場合によっては両立可能なものとされている。(18) には時空間表現があるが、それが特定の指示対象を持つ

「今週土曜日の夜」や「この浜辺」などではなく、「夜」や「浜辺」のような総称的なものであって特定の時空間に限定されないのであれば属性叙述性と矛盾しないとされている。

(18) ウミガメというものは、(*今週土曜日の)夜に(*この)浜辺で産卵する。

(影山 2012: 8)

属性叙述文であることと時空間表現があることが場合によっては矛盾しないという指摘は適切なものだが、時間表現と場所表現とではその性質に少し異なる点があるように思われる。(18)を例にとると、「今週土曜日の夜」という時間表現が属性解釈と相容れないのは、属性として解釈されるからには特定時に一回だけ成り立つものではなく、恒常的に、あるいは何度でも反復して、成り立つ必要があるのに対して、特定の時に限定することは必然的にそのいずれをも排除してしまうからであろう。これが単に「夜」であれば、夜は毎日繰り返してやってくるので、属性叙述と矛盾しない。その意味でこうした例において時間表現の総称性の有無が問題になると言うのは正しいであろう。

それに対して場所表現の場合には、特定の場所に限定すること自体は同じタイプの事象がそこで繰り返し生じることを排除しないので、そのこと自体が属性叙述と矛盾するわけではないように思える。「この浜辺」があると属性叙述解釈が生じづらくなるのは、そうした表現が指す場所において述語が述べるものが主語が指示しうるものの部分集合に通常限定されてしまい、そのために当該の種全体に対して行われなければならないはずの属性の付与がその種の一部だけを対象として行われることになるために属性叙述解釈が成り立たなくなるからではないかと思われる。したがって、その点が問題にならなければ、つまり場所表現があってもそれが主語が指示しうるものの部分集合だけを切り出してしまうことがないなら、場所表現は属性叙述と両立しうるはずであり、実際、(18)の「ウミガメ」が「この浜辺」にしか棲息していない特殊な種類のウミガメであり、仮にそれを「△△ウミガメ」と呼ぶとすると、「△△ウミガメというものは、夜にこの浜辺で産卵する」と言うことは可能だろう。恒常的な属性が時間展開における変化のなさを指すことを考えれば、時間表現と場所表現がこのように異なりうるのは自然なこととして了解できる。

7. 事象叙述と属性

(17)のような属性叙述受身文においては、事象が述べられていながら属性も語られているわけだが、この二面性自体は格別特殊なことではなく、状態変化動詞であれば元々語彙的にそうした二面性を持つ。坪井(2002)では日本語の属性叙述受身文に見られる属性叙述あるいは属性の付与を行為の結果の変化の一種として通常の受身の延長線上に位置づける分析を提示した。日本語の属性叙述受身文を構成する動詞は通常状態変化動詞ではないが、(17)であれば高名な作家の激賞という事象と、それによってもたらされることが推論される激賞対象の小説に対する箔付け効果が共に述べられているという点では変わりがない。日本語の属性叙述受身文が特殊なのは、すでに見たように、非情物主語の受身文であるのに動作主に対する二格表示が可能な点にあるのであって、事象とその後の状態・属性の両面に関わるという点は格別特殊なことではない。

ここで注意しておくべきことは、そのような二つの側面は何事かが起きてその結果としての何らかの変化が生じるという一連の展開から構成される事象において結びついているものだという事である。それに対して、一時的な状態と恒常的な状態・属性の違いについての元々の Mil-sark や Carlson などの議論は、*available/altruistic* のような、いずれの場合でも何らかの状態または属性が述べられている、典型的には形容詞的な述語が語る属性の種類の違いについてのものであり、それが出来事項の有無という形で扱われる場合でも、出来事項がないことは場面レベルの属性の叙述ということになるだけであって、何らかの状態あるいは属性が語られていること自体には疑いがないものであった。それに対して (17) のような文は動詞文であり、動詞が表す行為が対象に対して行われた後に初めてその結果あるいは効果が生じ、それが属性解釈につながる。このような、事象発生後でないとならないと成立しない、事象性に依存して規定されるように思える属性が出来事項の抑制による事象性の消失で生じるようになると言うとしたら、それはいかにも不自然であろう。属性叙述受身文の受身動詞は、本来的に個体レベルの属性を語る述語とは異なって、内的な変化のない均質な状態を表すわけではない。

この点に関連して改めて注意すべきなのは、統語的な制約に反しているように思える (1) のような典型的な異常受身文には通常完了形式やテイル形、あるいは (5) に見られるような頻度の高さを表す副詞が伴うという事実である。このことは、(4) に見られるように、出来事項抑制分析においてもそうした文の属性解釈を示す際に言及されることだが、もしも出来事項が抑制されることによって属性叙述解釈が成立するのであれば、単純現在形のままで属性叙述解釈が成り立つはずであり、格別そうした形式が好まれる理由はないはずである。完了形やテイル形は事象発生後の結果状態や効果が継続して存在することを語るものであり、頻度の高さを表す副詞は当該の事象が主語についてよく起きる典型的なものであることを示すものである。属性叙述解釈を引き出しやすいそうした形式が伴うことは、属性叙述解釈がそうした形式（および主語について語るための有標構文である受身文であること）によっているのであって、出来事項の抑制によるのではないことを示唆している。Kageyama (2006a) などでは、異常受身文などにおいて属性が述べられていることを示すこととして、こうした属性解釈と結びつく形式が通常伴うことがまず指摘され、そのようにして属性が述べられていることを確認した後ではそうした形式の存在は不問に付されて出来事項の抑制による事象叙述述語の属性叙述述語化という分析が提示されるのだが、提示の順番が逆であれば、出来事項が抑制されるから属性叙述になっているという主張の説得力はかなり減じるだろう。

第 6 章で岩本 (2011) が指摘している内的時間と属性叙述の共存についてふれたが、内的時間に言及する時間表現を格別伴わない属性叙述文においても内的な時間展開は存在している。単純現在形の属性叙述文である "She drives her car using her husband's glasses." を例にとると、ここで述べられているのは、彼女という *highly-individuated individual* が同様に *highly-individuated individual* である彼女の自動車を運転する際には、やはり同様に *highly-individuated individual* である彼女の夫の眼鏡を借りる、ということであって、事象の *internal elaboration* の程度自体は事象叙述の場合と格別変わらない。こうした文が単純現在形を取って属性を述べるものでありうるのは、(理論的な枠組みによってその具体的な扱い方は変わるだろうが) 内的には時間展開のある変化を含む事象が何度でも同じように繰り返されることによって形成されるその反復のパターンのメ

タ事象としての変化のなさのためであろう。つまり、動的な述語が属性を述べるのに用いられることと、そこに因果連鎖的な内的時間展開が関与していることとはレベルの違うことであって共存可能であり、その両者の関係は出来事項の有無によって記述するには適さない性質のものである。

8. おわりに

本稿では、異常受身文に対する出来事項抑制分析の検討を行い、そこに見られる事象叙述と属性叙述の関係が出来事項の有無によっては捉えられないものであることを見た。益岡 (2008: 7) の言葉を借りれば、「属性叙述と事象叙述は相互に完全に分断されているのではなく、'通路' が開いている」のであるが、属性叙述受身文の場合には、出来事項の抑制というある種の関門を隔てて対立するものというよりは、事象の生起とそれによる結果や効果の発生という連鎖の中に共にあるものであろう。動的述語の表す事象は、その言語化に際して一連の因果連鎖の特定の部分だけに通常焦点が当てられはするものの、潜在的には多相的なものであり、焦点が当てられていない部分も条件次第で一定の役割を果たしうる。本稿は出来事項抑制分析が扱っている文法現象のうち異常受身文だけを取り上げてその扱いの妥当性を検討しただけなので、様々な文法現象に渡るものとして意図されている出来事項抑制分析の全体的な妥当性を本稿の議論だけで評価することはできない。他の態的現象の扱いの是非については項を改めて論じたい。

注

- 1) ILP/SLP という区別を統語的に表示された截然としたものとする考えに対する批判としては Maienborn (2004)、Jaeger (1997, 2001) などを参照。
- 2) *laugh at* のような、自動詞 + 前置詞で他動詞相当のものも便宜上ここでは他動詞に含める。
- 3) 例文 (6) と (7) は原文ではローマ字表記。
- 4) 例文 (8b) は井上和子 (1976) 『変形文法と日本語 上・統語構造を中心に』 p. 89 から引用されたものの。
- 5) 益岡 (2008) では、事象叙述述語が属性叙述述語化することによって表される内在的属性はカテゴリ属性、単純所有属性、履歴属性の三種類に分けられており、カテゴリ属性が関係する例としては (i) が、単純所有属性が関係するものとしては (ii) が、履歴属性を表すものとしては (iii) が、それぞれ挙げられている。
 - (i) 兵庫県立美術館は安藤忠雄が設計した。→兵庫県立美術館は安藤忠雄が設計した建物だ／安藤建築だ。
 - (ii) あの人をよく泣く。→あの人をよく泣くことがある。
 - (iii) 友人はフランスに何度も行った。→友人はフランスに何度も行ったことがある。(i) で表されている属性は、カテゴリ属性の中でも、何らかの事象、この場合には安藤忠雄が兵庫県立美術館を設計したこと、が起きたことによって付与されるという点では履歴属性と通じる。益岡の分類は属性自体の性質に基づくものだが、当該の属性の成立の経緯という観点からすれば、益岡が履歴属性の叙述の例とはしない (i) のような場合も (iii) のような例と同じものとして扱うことは可能と思われる。

実際、「福禅寺は江戸時代には朝鮮通信使が宿泊した。」のような例の場合、福禅寺という寺院にかつてどのようなことがあったのか、その履歴属性が述べられていると解釈することも、外国からの使者をもてなす一種の迎賓館とされるような別格の寺院であったというカテゴリ属性が述べられていると考えることも、どちらも可能と思われる。履歴による属性がカテゴリに関わるものである可能

性を考えると、両者が截然と分かれるものかどうか、再考の余地があるだろう。

- 6) 属性叙述の例として挙げられる典型的な構文の一つに英語の中間構文があるが、しばしば言われるのとは異なって、特定時に言及する過去形や進行形が不可能というわけではないようである。英語の中間構文に対して興味深い独自の分析を展開している平井(2005)から例を孫引きして下に挙げておく。それぞれの例文の出典については平井(2005)を参照。

- (i) The steaks you bought yesterday cut like butter.
- (ii) The dried mud scraped off effortlessly.
- (iii) The book read well.
- (iv) The truck is handling smoothly.
- (v) This floor is waxing easily.

参考文献

- Bolinger, Dwight. 1975. "On the passive in English." *The First LACUS Forum*, Adam Makkai and Valerie Becker Makkai (eds.), 57-80. Columbia: Hornbeam Press.
- Carlson, Gregory N. 1977. *Reference to Kinds in English*. Ph.D. dissertation, University of Massachusetts.
- Davidson, Donald. 1967. "The logical form of action sentences." *The Logic of Decision and Action*, Nicholas Rescher (ed.), 81-95. Pittsburgh: University of Pittsburgh Press.
- Davison, Alice. 1980. "Peculiar passives." *Language* 56: 42-66.
- 平井剛. 2005. 「英語中間構文の意味構造」. 『認知言語学論考』第5巻, 79-118.
- 岩本遠億. 2011. 「事象投射理論による叙述類型に関する試論：時間的限定性と属性叙述」. 『言語科学研究：神田外語大学大学院紀要』第17巻, 1-19.
- Jaeger, Gerhard. 1997. "The stage/individual contrast revisited." *Proceedings of WCCFL, Vol. 15*, B. Agbayani and S.-W. Tang (eds.), 225-239. Stanford: CSLI Publications.
- Jaeger, Gerhard. 2001. "Topic-comment structure and the contrast between stage level and individual level predicates." *Journal of Semantics* 18: 83-126.
- 影山太郎. 1993. 『文法と語形成』. 東京：ひつじ書房.
- Kageyama, Taro. 2006a. "Property description as a voice phenomenon." *Voice and Grammatical Relations*, Tasaku Tsunoda and Taro Kageyama (eds.), 85-114. Amsterdam: John Benjamins.
- 影山太郎. 2006b. 「外項複合語と叙述の型」. 『日本語文法研究の新天地 1』, 益岡隆志他(編), 1-21. 東京：くろしお出版.
- 影山太郎. 2008. 「属性叙述と語形成」. 『叙述類型論』, 益岡隆志(編) 21-43. 東京：くろしお出版.
- 影山太郎. 2009. 「言語の構造制約と叙述機能」. 『言語研究』136: 1-34.
- 影山太郎. 2012. 「属性叙述の文法的意義」. 『属性叙述の世界』, 影山太郎(編), 3-35. 東京：くろしお出版.
- Kageyama, Taro and Hiroyuki Ura. 2002. "Peculiar passives as individual-level predicates." 『言語研究』122: 181-199.
- Kratzer, Angelika. 1995. "Stage-level and individual-level predicates." *The Generic Book*, G. N. Carlson and F. J. Pelletier (eds.), 125-175. Chicago: Chicago University Press.
- Maienborn, Claudia. 2004. "A pragmatic explanation of the stage level/individual level contrast in combination with locatives." *Proceedings of the Western Conference on Linguistics, Vol. 15*, B. Agbayani, V. Samiian and B. Tucker (eds.), 158-170. Fresno: California State University Press.
- 益岡隆志. 1987. 『命題の文法』. 東京：くろしお出版.
- 益岡隆志. 2008. 「叙述類型論に向けて」. 益岡隆志(編)『叙述類型論』, 3-18. 東京：くろしお出版.
- 坪井栄治郎. 2002. 「受影性と受身」. 西村義樹(編)『認知言語学 I：事象構造』, 63-86. 東京：東京大学出版会.